



(仮称)長野市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する
市民意見等の募集(パブリックコメント)について

平成26年10月
こども未来部こども政策課



「子ども・子育て支援事業計画」は、こんな計画です

2

1 保育所や幼稚園等の量の見込みとその確保の方策を示しています

「利用意向把握調査（ニーズ調査）」（H25.9月実施）に基づき、H27年度～H31年度の間の子どもの教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。幼稚園、保育所等の利用区分ごとに量の見込みを設定することで、よりきめ細かなニーズに対応するとともに、産休・育休明けに円滑に利用できるための取組を進めます。

2 地域における子ども・子育て支援の取組を示しています

妊娠・出産期から、子どもの発達状況等に応じたきめ細かな支援を図るため、法律で定められた「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保の方策を示すとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を支えるための環境づくりを進めます。

3 専門性の高い支援の充実に向けた取組を示しています

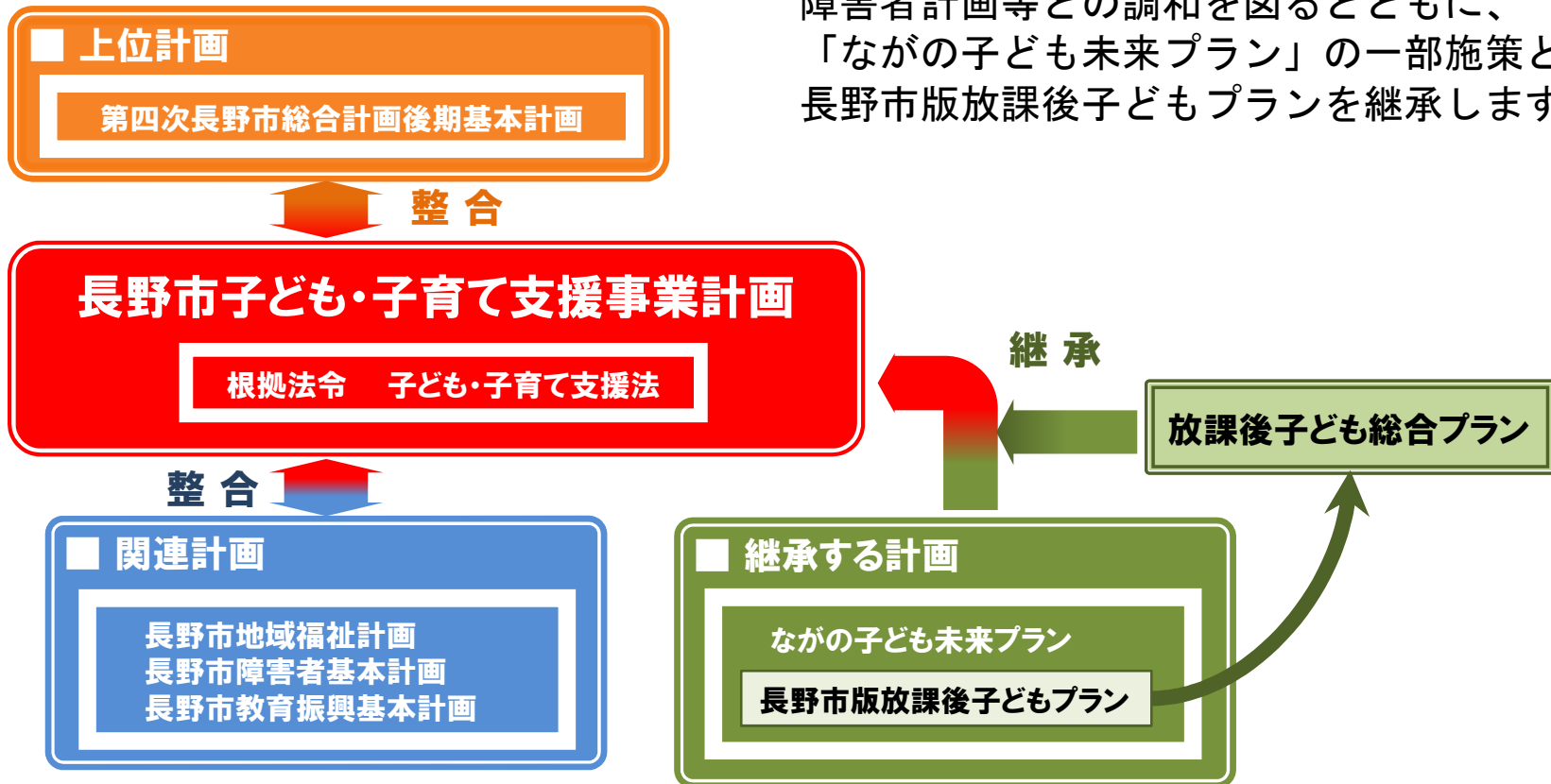
すべての子どもの健やかな育ちを等しく保障するという考えのもと、虐待、障害、疾病、貧困その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもや子育て家庭に対する専門的な支援に向けた取組の充実を図ってまいります。



計画の概要

(1) 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく法定計画
- 最上位計画である「長野市総合計画」をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図るとともに、「ながの子ども未来プラン」の一部施策と長野市版放課後子どもプランを継承します。



(2) 計画期間

- 平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



基本理念

すべての子育てが喜びとなり

すべての子どもが健やかに成長するために

キャッチフレーズ

～わくわく子育て すくすく子ども～

保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが健やかに成長できるような社会の実現を目指します。



基本理念のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「教育・保育の量的拡大・確保」、「質の高い教育・保育の確保」、「円滑な利用援助」を推進するため、基本目標を設定します。

基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

計画的な教育・保育施設等の整備
教育・保育の一体的提供の推進
教育・保育施設の質の向上

基本目標2 子育て支援の充実

子ども・子育て支援事業の充実
地域ぐるみの子育て支援の推進
仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

基本目標3 専門的な支援の充実

児童虐待防止対策の充実
ひとり親家庭の自立支援の推進
障害児支援の充実



基本目標1

幼児期の教育・保育の充実

1-1 計画的な教育・保育施設等の整備

ニーズ調査に基づき、利用者が居宅から容易に移動できると考えられる区域ごと、教育・保育施設等の必要量をきめ細かく把握し、計画的な教育・保育施設の確保等を進めます。

特に利用希望が多い3歳未満児の保育利用について、利用定員の調整、幼稚園の認定こども園への移行促進を図ります。

		H27	H28	H29	H30	H31	
保育を利用する3歳以上児(2号認定子ども)							(単位:人)
見込み量(ニーズ調査)	(a)	5,139	5,033	4,931	4,785	4,663	
確保の計画量	(b)	6,218	6,218	6,218	6,218	6,218	
見込み量との差	(b)-(a)	1,079	1,185	1,287	1,433	1,555	
保育を利用する3未満児(3号認定こども)							(単位:人)
見込み量(ニーズ調査)	(a)	2,965	2,880	2,807	2,731	2,659	
確保の計画量	(b)	2,748	2,861	2,967	2,967	2,967	
見込み量との差	(b)-(a)	△217	△19	160	236	308	

(見込み量の算出については、国の手引きに基づいています。)

- ※ 1号認定子ども 満3歳以上の就学前子どもで、2号認定子ども以外の子ども
- 2号認定子ども 満3歳以上の就学前子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども
- 3号認定子ども 満3歳未満の就学前子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども



幼児期の教育・保育の充実

1-2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の整備促進

- 市内の幼稚園等に対し、認定こども園への移行に関する情報提供を行うとともに、移行に必要な施設整備の財政的支援を行います。

(2) 発達の段階に応じた切れ目ない支援

- 幼稚園、保育所、小学校の連携した取組を推進するための体制強化を図ります。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業を利用しない家庭も含めたすべての子どもと保護者に対する支援について、幼稚園、保育所など関係機関と連携した取組を促進します。(○地域子育て支援センター運営)

1-3 教育・保育施設の質の向上

(1) 職員配置の充実

- きめ細かな教育・保育が可能な職員配置の改善に努めます。
- 保育士や保育従事者の確保を図るため、一度職場を離れた有資格者の活用等を促進するとともに、育児経験者等に対し必要な研修を行い、保育士をサポートする人材の養成を図ります。
〈新規事業〉 ○保育士資格保有者の活用 ○子育て支援員の育成・確保

(2) 職員の職務能力向上に向けた取組の推進

- 未満児・障害児研修など専門的な知識・技術を習得するための研修に取り組めます。
- 職員の定着・確保を図るため、職員の処遇改善に向けた取組を推進します。



子育て支援の充実

2-1 子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

- ニーズ調査の結果に、現在の利用状況を勘案して見込む地域子ども・子育て支援事業(11事業)の必要量について、計画的な確保・充実を図ります。
＜新規事業＞ ○利用者支援事業(保育所、地域の子育て支援事業等の円滑な利用のため、情報提供や相談・助言等を行う事業)
- 特に、放課後子ども総合プランについては、6年生までの留守家庭児童に加え、希望児童も対象とした放課後の子どもの居場所の計画的な確保を図ります。＜拡大事業＞ ○放課後子ども総合プラン

(2) 経済的支援の充実

- 18歳未満の児童が3人以上いる世帯について、3人目以降の子どもで、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担の無償化を図ります。
＜新規事業＞ ○多子世帯の保育料軽減

2-2 地域ぐるみの子育て支援の推進

(1) 子育て支援ネットワークづくり

- 地域子育て支援センターをはじめ、さまざまな拠点において、子育て親子同士等の交流機会の拡充を図るとともに、さまざまな団体等が行っている活動に関する情報提供の充実を図ります。

(2) 地域における子育て支援活動の活性化

- 地域全体で子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進するため、ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動)や子育て家庭優待のパスポート事業を行います。
- 子どもが安心して過ごせる場所として、留守家庭児童に加え、希望児童も対象とする放課後子ども総合プラン(再掲)の拡充を図ります。

基本目標2**子育て支援の充実****2-3 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進****(1)働き方の見直しの促進**

- 仕事と生活の調和の実現に向け、事業主や保護者、地域住民に対し、子育て支援や働き方の見直しへの意識啓発を図ります。
- 仕事と生活の調和の実現に向けた事業所の積極的な取組に対し、支援・評価するしくみづくりを推進します。

(2)仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立のため、潜在的ニーズを含めた保育及び放課後子ども総合プランの充実を図ります。

基本目標3**専門的な支援の充実****3-1 児童虐待防止対策の充実****(1)関係機関との連携及び相談体制の強化**

- 児童福祉、母子保健担当部局をはじめ、庁内関係各課との連携強化を図ります。また、児童相談所や警察などの関係機関との連携・情報共有を推進します。

(2)虐待の発生予防、早期発見、早期対応

- 虐待の発生予防に向け、各種健診等の母子保健事業との連携、乳児家庭への訪問活動を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に必要な家庭に対する支援につなげます。(○はじめまして赤ちゃん事業 ○こども相談室など)



3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 子育て・生活支援の充実

- 母子・父子自立支援員を設置し、生活全般や就業、各種制度の利用等に関する相談指導を行います。
- ひとり家庭が安心して子育てをしながら生活し、働くことができるよう、保育施設や子育て支援事業の利用促進を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- 児童扶養手当や福祉資金の貸し付け等の各種助成・給付制度により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

3-3 障害児支援の充実

(1) 障害等の早期発見と相談支援・療育体制の充実

- 保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有により、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図ります。(○発達支援あんしんネットワーク事業 ○乳幼児健診)

(2) 障害等に対する理解促進

- 保護者の障害に対する理解や受容に向けた支援を行い、子どもの状況に応じた適切な子育てや、将来を見据えた早期療育の促進を図ります。
- 地域住民に対し、障害に対する理解を深めるための広報・啓発に努めます。



パブリックコメントの実施について

市民意見等の募集内容

- 教育・保育の施設の充実について
教育・保育施設等の需要量・確保方策の設定の分かりやすさ及び妥当性
- 市の施策について
子育て支援に関する施策の内容等
- その他
計画書全体の構成、分かりやすさ等

募集期間

平成26年10月15日(水)～11月14日(金)(31日間)

公表方法

広報ながの(11月1日号)掲載、市ホームページ掲載、閲覧、資料配布(こども政策課、行政資料コーナー、支所)

意見の反映方法

寄せられた市民意見は、整理した上で、部長会議、市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)、部長会議にお諮りします。

スケジュール

